

諮問第 11 号

「平成 21 年に実施される全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査の計画について」に対する第 15 回統計委員会（平成 20 年 11 月 10 日）における意見等

新統計法下においては、全国消費実態調査と全国単身世帯収支実態調査との関係はどのようになるのか。

民間調査機関が抱えているモニターについては、個人の性別、年齢別などの外形的な属性はいつでもコントロールできるが、民間調査機関が抱えているモニター、あるいは募集の仕方によって、モニターの性格が変わってくる。モニター調査が有効であるかどうかについては、1,600 世帯を二つに民間調査機関に分けて委託し、民間調査機関の違いによってモニターの性格が異なるかどうか検討できないか。

また、モニターの性格の違いをあぶり出すような調査事項を盛り込むことにより、モニターを活用した統計調査結果が、将来的に基幹統計調査の一環として行うことの是非を検討できるのではないか。

「電子マネー」の項目の追加について、2 点教えてもらいたい。

1 点目、鉄道、地下鉄系のプリペイド方式のものも対象となるのか。それを利用して乗車した場合、購入先は「その他」となるのか。

2 点目、オートチャージするカードの場合は、二回支出を記入することを考えているのか。

全国単身世帯収支実態調査を基幹統計として全国消費実態調査と統合することについては、今後、慎重に検討していくべき課題である。

以 上

第 15 回統計委員会における意見等に対する回答

平成 20 年 11 月 26 日

総務省統計審査官室

新統計法下においては、全国消費実態調査と全国単身世帯収支実態調査との関係はどのようになるのか。

全国単身世帯収支実態調査を基幹統計として全国消費実態調査と統合することについては、今後、慎重に検討していくべき課題である。

新統計法下では、全国消費実態調査は基幹統計調査として、全国単身世帯収支実態調査は一般統計調査として実施されることになる。

全国単身世帯収支実態調査(一般統計調査)と全国消費実態調査(基幹統計調査)との結果の統合集計について、実施部局においては、参考系列として公表することを計画している。

実施部局においては、全国単身世帯収支実態調査結果について、その信頼性が確保できれば、将来、全国消費実態調査の一環として基幹統計調査として実施することを考えている。